「観光シンポジウム」を開催します

市では、産業振興事業の実施に当たり、地域産業推進協議会を設置し、さまざまな事業を展開しています。同協議会内の観光推進事業部会では、このたび「東久留米市の観光」に着目し、多くの方々に市の観光資源について理解を深めてもらうため、「観光シンポジウム」を開催します。

主催は東久留米市地域産業推進協議会。

【日時】9月14日（土）午後1時～4時
【会場】イオンモール東久留米2階イオンホール（南沢5ノ17ノ62）
【内容】講師による講演、農商工・鉄道・東京都の関係者による都市観光についてのディスカッション（予定）
【入場料】無料（入退場自由）

詳しくは産業振興課☎470・7743へ。

市営自転車等駐車場
後期分使用料の納付・新規の登録申請

後期分使用料の納付

市営自転車等駐車場を利用する際、「分割納付」で登録している方は、後期分（10月以降）の使用料を納付していただきます。該当する方には、8月26日付けで納付書を送付しました。9月13日（金）までに納付手続きを行ってください。

なお、期日までに納付手続きを行わないと、自転車・原付は登録取り消しとなり、駐車場を利用できなくなります。駐車した場合は撤去されますので、ご注意ください。

新規の登録申請

市営自転車等駐車場の定期利用は、随時受け付けています。10月1日（火）以降の定期利用を希望する方の受け付けは、9月25日（水）から行います。なお、登録は利用状況により、空いている駐車場のみの受け付けとなります。空きのない駐車場については、キャンセル待ちでの受け付けとなります。

【現在空きのある駐車場名・車種】東第2＝自転車（2階）、原付▼西第10＝自転車、原付

詳しくは施設管理課管理調整担当☎470・7764へ。

新しい㊫・㊩医療証を送付します

市で所得状況の確認ができる方および現況届を提出した方には、10月1日以降から使用する乳幼児医療費助成（㊫）・義務教育就学児医療費助成（㊩）の新しい医療証（オレンジ色）を9月末までに郵送します。現在使用中の医療証（黄緑色）は、10月1日以降に、子育て支援課（市役所2階）へ返却してください。

現況届が未提出の方は、医療証の交付が受けられなくなりますので、至急提出してください。

所得超過について

義務教育就学児医療費助成には所得制限があります。25年度から所得超過により資格が消滅する方には、受給資格消滅通知書を9月末までに郵送します。

新たに受給の対象になる場合もあります

これまで所得超過により、義務教育就学児医療費助成（小・中学生）の対象とならなかった家庭でも、24年中に所得の減少・扶養家族の増加などがあった場合は、受給の対象となる場合があります。

25年度所得制限額表（上表参照）を確認の上、9月中に申請してください。

【申請に必要なもの】①健康保険証の写し（対象児童のもの）②認め印③25年1月2日以降に市内に転入した方は、「平成25年度所得証明書」

詳しくは子育て支援課☎470・7736へ。

義務教育就学児医療費助成制度所得制限額表
（25年10月以降）　※25年度（24年中）所得で判定

扶養親族等の数	所得制限額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

収入額は、給与所得控除額等相当分を加算した額です。判定は所得額で行い、収入額は用いません。

※所得制限額に加算する金額
◎老人扶養親族1人につき　6万円
◎6人目以降1人増すごとに　38万円
※所得額から控除できる金額
◎社会保険料相当額　一律8万円
◎雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額
◎障害者控除額　（普通）27万円　（特別）40万円
◎寡婦・寡夫控除額　（普通）27万円　（特別）35万円

25年住宅・土地統計調査を実施します

住宅・土地統計調査は、国が統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査で、10月1日を調査期日として日本全国で実施します。昭和23年以来5年ごとに行われ、今回の調査は14回目になります。この調査では、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的として、①住宅・敷地の広さや所有の関係、②居住している世帯に関すること、③住まいの設備状況や住環境などの事項を調査します。

調査の対象

調査の対象となる世帯は、22年国勢調査調査区の中から約5分の1の調査区が選ばれ、その地域内に住む世帯です。全国で約350万世帯を抽出して行う大規模な標本調査です。

調査の方法

9月下旬に、調査の対象となったお宅に調査員が伺い、世帯ごとに調査票を配布します。回答方法は、インターネットによる方法と調査票を後日調査員に渡していただく方法があります。総務省では調査事務の効率化などの観点からオンライン調査を推進しています。

調査結果の利用

調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定など、幅広く利用されています。調査票の集計結果は、26年夏頃から順次総務省統計局から公表される予定です。

回答いただいた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護され、統計を作成・分析する目的以外に使用することはありません。皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは企画経営室総務課統計調査担当☎470・7714へ。

就学援助費の申請はお済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

まだ手続きをしていない方や新たに市外から転入した方は、学務課（市役所6階）で至急手続きをしてください。

【該当要件】この制度を受けるには、お子さんと同居する方全員が次のいずれかに該当している必要があります。

①生活保護の停止または廃止を受けた方
②25年度市民税・都民税が非課税の方、固定資産税、国民年金などの掛け金などが減免の方
③児童扶養手当の支給を受けている方
④生活保護基準に準ずる世帯（準要保護）で24年分の世帯全員の総収入が認定基準以下の世帯の方

詳しくは同課学事係☎470・7779へ。

国民健康保険被保険者証を一斉に更新します

国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は2年ごとに、一斉に更新します。現在、ご使用の保険証の有効期限は9月30日（月）です。更新後の保険証の有効期限は原則として27年9月30日（水）です（※1）。更新した保険証の色は一般被保険者がサーモン色、退職被保険者が若草色です。

更新後の保険証は9月下旬に世帯分をまとめて、世帯主宛てに簡易書留で郵送します。10月1日（火）からご使用いただき、有効期限の切れた保険証は、10月1日以降、都合の良いときに保険年金課（市役所1階）、または各連絡所に返却してください。お手数をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

（※1）生年月日などにより有効期限が短い場合があります。75歳になる方は誕生日の前日まで、70歳以上の方で一部負担金割合が1割の方は26年3月31日（月）まで、退職被保険者の方で65歳になる方は誕生月末まで（誕生日が月の初日の方は誕生月の前月末まで）が有効期限となります。

詳しくは同課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民年金だより

「わたしと年金」エッセイを募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」とし、国民の皆さんに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この一環として、広く国民の皆さんから公的年金制度との関わりについてエッセイを募集します。ぜひご応募ください。

応募の締め切りは9月20日（金）（当日消印有効）です。

申し込みなど、詳しくは同機構「わたしと年金」担当☎03・5344・1100、または同機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp）をご覧ください。

申請はお済みですか
私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金

市では、幼児を私立幼稚園など（学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設）に通園させている保護者の皆さんを対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。

6月から各幼稚園を通して申請を受け付けています。まだ申請をしていない方は早めに手続きをしてください。

また、最近市外から転入した方で、前住所地で手続きを行ったという方も、改めて東久留米市に対し申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係☎470・7735へ。